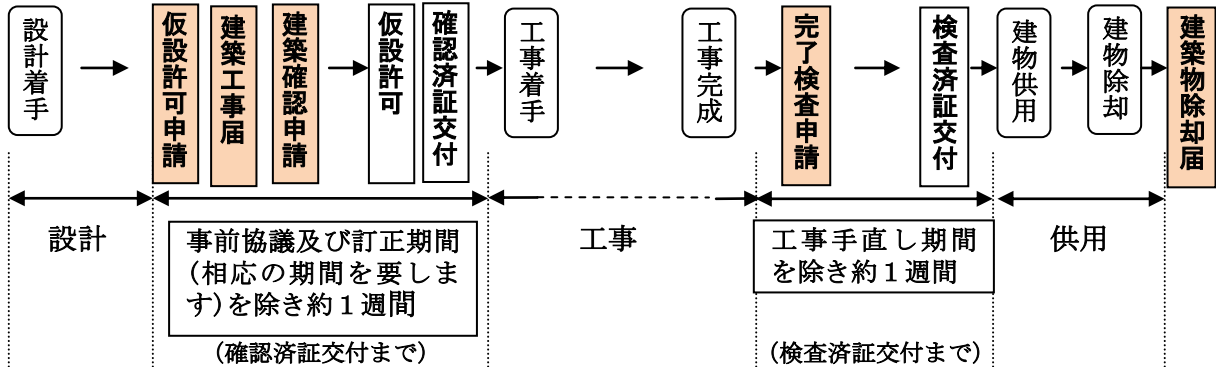


仮設事務所等建築時の建築基準法関係手続きについて

香川県土木部建築指導課

○建築基準法手続等フロー図(プレハブ構造やコンテナ利用の場合)



○区域別建築確認申請等手続き

区域	申請時期	申請の種類	鉄骨造平屋建延べ面積 200㎡以下など	左記以外の建築物	提出窓口
都市計画区域内	工事着手前	建築工事届	○	○	AまたはB
		建築確認申請	○	○	
		仮設建築物許可申請	△	△	A
	工事完了時	完了検査申請	○	○	AまたはB
	除却時	建築物除却届	○	○	A
都市計画区域外	工事着手前	建築工事届	○	○	AまたはB
		建築確認申請	×	○	
		仮設建築許可申請	△	△	A
	工事完了時	完了検査申請	×	○	AまたはB
	除却時	建築物除却届	○	○	A

注) 1. △は建築基準法の一部緩和を希望する場合で任意

2. 提出窓口A：高松市内は高松市建築指導課、それ以外は市町経路上、小豆総合事務所、長尾、中讃、西讃の各土木事務所
同 B：民間確認検査機関

○仮設建築物許可について

1. 仮設建築物については、建築基準法の規定の一部（敷地の接道、道路斜線、建ぺい率等）が緩和されます。ただし、緩和を必要としない場合仮設許可は不要です。

○その他の注意事項

1. 建築確認申請の際、建築物の基礎が鉄筋コンクリートであれば構造計算は不要ですが、無筋コンクリートやコンクリートブロック、木杭などでは構造計算等により安全を確認する必要があります。さらに、木杭を用いる場合には、耐久性に問題があることから必ず仮設許可が必要です。
2. 農地転用手続きとは並行申請が可能です。
3. 申請内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、早めに提出窓口A又は香川県土木部建築指導課審査指導グループ（電話087-832-3611）までお問い合わせください。
4. 高松市内については高松市建築指導課（電話087-839-2488）にお問い合わせください。